

令和8年3月30日

## 研究活動上の不正行為について（概要）

石川工業高等専門学校

### 1. 経緯・概要

令和7年5月22日（木）、本校教員（教授・50歳代）（以下「当該教員」という。）から本校の関係教職員に対し、当該教員が投稿先団体に投稿した2編の論文について、当該団体から二重投稿の疑義についての指摘を受けている旨の報告があった。報告を受けた本校は、校長をはじめとする執行部に情報共有した上で、機構本部へ報告した。報告を受けた機構本部では、総括責任者が本校に予備調査委員会を置き予備調査を行うことを決定した。

予備調査委員会は書面調査及び当該教員へのヒアリングを行い、令和7年8月6日、予備調査報告書を取りまとめた。

総括責任者は、予備調査結果を踏まえ、本調査を行うことを決定した。

### 2. 調査

#### （1）調査体制

機構職員及び外部有識者で構成する調査委員会を設置した。

#### （2）調査期間

令和7年10月 3日～令和8年 2月 3日

調査委員会（第1回） 令和7年10月 3日 予備調査結果の確認、  
本調査の調査方針

調査委員会（第2回） 令和7年11月20日 対象者からの回答確認、  
ヒアリングの実施方法

調査委員会（第3回） 令和7年12月17日 対象者からのヒアリング

調査委員会（第4回） 令和8年 2月 3日 調査報告書（案）の審議

#### （3）調査対象者

本校教員（教授・50歳代）

#### (4) 調査対象論文

当該教員が投稿した論文4編

(内訳：国内専門誌掲載論文3編、国際学術誌掲載論文1編)

### 3. 調査結果

#### (1) 認定した不正行為の種別

二重投稿

#### (2) 不正行為に係る研究者

本校教員(教授・50歳代)

#### (3) 認定した論文

「2. 調査(4) 調査対象論文」に記載した論文4編のすべて

#### (4) 不正行為が行われた経費

研究助成金(論文投稿費の支出)

#### (5) 不正行為の具体的な内容

当該教員は国内の専門誌に投稿した3編の論文において、本校紀要に投稿し掲載されている論文と全く同一の文章や図表を4割以上用いていた。参考文献には当該紀要掲載の論文が記載されているものの、本文中には当該論文を引用したあるいは基にしている旨の記載が一切ない。また、基となる論文と比しても結論等から新たな知見が得られたとは言えず、相互に異なる論文とするには無理がある。

当該教員は、研究倫理教育を受講しているにもかかわらず、「二重投稿」の定義や紀要における著作権についての認識が十分でなく、また、投稿に際して、あらかじめ確認すべき本校の紀要発行規程や投稿先団体の投稿規定を確認していなかった。さらに、これらを確認せぬまま投稿した論文が、査読を通過し掲載されたことをもって不正行為ではないとの誤った認識をもち、その後同様の構成とプロセスで論文2編を投稿している。当該教員は、当該団体からの指摘に対して弁明を行うことをせず、うち1編について取り下げを申請したことからも、掲載される論文としては新規性に乏しく不十分であることを認識している。

以上、書面調査およびヒアリングの結果から「二重投稿」が認められると判断した。

参考文献の内容を忠実に記載するため、論文の本文中にいわゆるコピー&ペーストをしたと主張しているが、自身の論文が基になっているため「二重投稿」であるが、仮にこれが他者の論文であった場合には特定不正行為に区分される「盗用」となること、当該教員が教員として学生に研究指導を行う立場であったこと、更には同様の行為を繰り返したことを踏まえると、責任は軽いとは言えない。

#### 4. 調査機関がこれまでに行った措置の内容

対応の取られていない論文について、修正または取り下げの適切な対応を取るよう、勧告した。

#### 5. 不正行為の発生要因と再発防止策

調査対象者は、研究倫理教育を受講しているにも関わらず、「二重投稿」についての認識が薄かったという供述をしている。今後、このような事態を招かぬよう、機構として、研究倫理教育の重要性や不正行為を行った場合の代償への理解を促進するとともに、論文投稿前には、論文剽窃チェックツールの活用を徹底させる。